

## 第41回（第六期）第3回南部町行財政運営審議会議事録

日時 令和3年2月26日（金）午後7時00分～午後8時18分

場所 南部町役場法勝寺庁舎（大会議室）

出席委員： 唯 仁司、井田真樹、佐藤重明、倉間秀樹、山本美樹子、西谷公志、赤井伸江、入口 幹（委員敬称略）

事務局： 陶山町長、土江副町長、大塚総務課長、吾郷子育て支援課長、桑名総務課長補佐、石賀子育て支援課長補佐、坂口行政経営アドバイザー

配布資料： 諮問書、保育園整備手法検討資料、  
第六期南部町行財政運営審議会スケジュール  
第2期南部町子ども・子育て支援事業計画

| 発言者             | 内 容   |
|-----------------|---|
| 【開会】            | （審議会条例第5条により議事進行は西谷会長）  |
| 【日程1】<br>（町長諮問） | （1） <u>南部町立保育園の統合並びに整備運営方法について（諮問）</u><br>【町長諮問、諮問理由等説明】  |
| 【日程2】<br>（事務局）  | （2） <u>今後のスケジュールについて（事務局より）</u>   |
| 【日程3】<br>（担当課）  | （3） <u>町長諮問事項補足説明（子育て支援課）</u>   |
| 【質疑】<br>委員 A    | 【諮問に対する質疑応答】<br>保育園整備に係る交付対象経費について、県や町の負担割合の記載があるが、これは民設民営の場合ですか。民設民営になっても町は補助金を出さないといけないか。   |
| 子育て支援課          | 保育所等整備交付金というものが民間に対して支援をする自治体に対していただける交付金になっている。町が4分の1出すという前提で、国県の補助がいただけるものになっているので、町としてはその4分の1の補助金を出さないと、国県の補助金もいただけないという仕組みになっている。   |
| 委員 B            | 保育園整備手法検討資料中、メリット、デメリットの記載があるが、例えば公設公営の場合なぜ保育士が不足なのか、民営の場合はなぜ保育士が確保できるのか、そのところがちょっと分からない。   |
| 子育て支援課          | 保育士の資格を持っておられる方はいらっしゃるが、町が保育士として採用するという事になると、採用試験を受けていただいて、合格していただかないといけないというところがある。この人を採用したいと思っても、すぐに採用ということにならなかったり、試験を受けていただいて、採用することが出来ないということが過去にはありました。民間であればその会社にこの人を採用しようと思えば直ぐにでも採用出来ますので。 |
| 委員 B            | 民設民営のデメリットが二つ書いてあるが、これはデメリットですか。少し違うように思える。施設の設置運営から民間を活用するのであれば、これはむしろ民間のほうが資金を活用できるというメリットの方が大きいと思う。これはデメリットではない気がする。また、施設の設置運営に対し  |

|        |   |
|--------|---|
|        | て補助金を出すにしても、町負担は4分の1ですから、額が少額であることから、個人的な見解ですが民設民営はメリットがあると思われる。  |
| 委員 A   | 今回の保育園整備にあたって、公設公営とか公設民営とかの検証が書いてあるが、すみれこども園を整備する際にも、こういった形で議論がされて公設公営という結論になったのか。  |
| 子育て支援課 | そのような議論はありませんでした。<br>これはもともとあったすみれ保育園ですが、1番老朽化が進んでいるということと、立地が、川の縁にあるということで、新しく新設するのであれば、すみれ保育園を新しくしたほうが良いということ。また、ちょうこども園ができる流れがあり、幼稚園の教育を望む方というような方は米子の幼稚園に行っておられる現状がありましたので、町内でも、幼児教育ができる施設があった方が良いということで、こども園という選択をしました。現在の認定こども園ですけれども、保育所型ということで、運営をしています   |
| 委員 B   | 関連する質問です。当時（すみれこども園建設時）はそういう保育所等整備交付金というものはあったのか。   |
| 子育て支援課 | 当時も、公がする建設する場合の補助金はありませんでした。ただ、この資料のほうにも記載してありますが、緑の産業再生プロジェクト事業補助金というのが、木造建築の場合にはあり、そちらを活用してすみれこども園のほうは建築をしています。   |
| 委員 C   | 公設公営、民設民営、とか補助金の差が大きくて事業実施に影響するのですが、運営主体が変わった場合、保育士さんとか子供たちの環境はどうかかなという感じがする。説明のあった補助金を利用した建て方とかも必要だと思うが、実際の運営方法がどうなるのか、現在の運営にどこか問題あれば、そういう検討も必要だけでも、現在の運営と比較してどう差があるのかなという感じがする。1番大切なのは子供たちの待遇、保護者の方が預ける環境とか、そこで働く保育士の環境だとか、どう違うのかなということをお教えいただきたい。  |
| 子育て支援課 | 公営なのか民営なのかというところで、保育の中身が違うかということ、それはないと思います。<br>保育というのは、保育所運営指針というものがあり、どういった保育を提供すべきかという基準が年齢ごとに細かく決まっていますので、そのあたりは教育委員会の幼児教育保育専門員のほうが積極的に各園を回って、保育所保育指針で求められている保育が提供出来ているかどうかという点については、しっかりと確認をしています。今後もしも民設民営ということになったとしても、町内の子供という視点で、0歳から15歳まで、どうやってどんな子供を育てるかっていう大きな太い柱が町にはございますので、それに沿った保育を提供していくことになると思います。 |
| 委員 C   | 問題はどこが違うのか、補助金の問題なのか。子どもの年齢層に応じて共通の資格を持った保育士が教育できる。保育園の違いはあるものの、次に新しく整備する保育園も同様の方針で子どもを預かるのか。   |

|            |   |
|------------|---|
| 子育て支援課     | 町内の保育所について、公設民営と公設公営と今あるわけなんですけれども、運営費の部分で言いますと、何歳の子供が何人いるということで、地方交付税の計算がされて、国から町に入ってきています。それが民設ということになりますと、運営費という計算がありまして私立の保育所に対して、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という、子供の年齢、そこで勤める保育士の数に合わせて、費用負担の割合が決まったものが町に入ってきて町がそれを委託費として支払うという形の運営になってきます。地方交付税というのは、様々な単位費用の積み上げの合算で入ってきて、これが保育所の運営にあたる金額ですという部分がはっきりしないものですが、民設民営ということになればその辺りは非常に透明性が増すということがあります。 |
| 委員 A       | 民設民営になった場合は、毎年、町が国から出る交付金、その他と合わせて4分の1を払っていかないといけないということか。  |
| 子育て支援課     | 今までは、中身が明確に区別できない地方交付税というものをもらって丸抱えで運営経費を負担していますが、民設民営ということになると、決まった割合のものを国からもらって、それをそのまま、保育料と差引きして園にお支払いをするという形で運営することになります。   |
| 委員 A       | そうすると、直接町が負担するものはないということか。  |
| 子育て支援課     | 運営費の中に町が負担するものもあります。  |
| 委員 A       | そうしたときに例えば町の財政上苦しいから、公設公営や民設民営にした場合の町の運営負担等を比較したときに、4分の1の町負担、民設民営の事業者に出す資金と、公設公営で町が負担する資金とのバランスが、どちらが大きいとか少ないとか資料の提示をお願いします。そこのところがわからないと、公設公営がいいのか、民設民営がいいのか。あるいは公設民営がいいのか、財政上の問題として見えないですよ。   |
| 子育て支援課     | 今後の審議会において計算をして、資料としてお示しさせていただきたいと考えています。   |
| 坂口行政アドバイザー | 今の議論はそのとおりだと思います。多くの自治体が、小泉改革から、そもそも実施している行政サービスを民間にできれば移行しなさいという流れの中で、保育園サービスも入っています。法律は民間移行と補助金の組立てで制度化されております。民営化を進めている自治体はガイドラインをつくり、その中で、公設公営でやってきたものと民営化した場合の差額について公表して民営化した方が経費がかからなかったと。その分は子育て支援の別の事業に充当されており、説明をホームページ等でいろいろ公表しておられます。それらを研究しながら、また皆様にお諮りしたと思っています。   |
| 委員 D       | メリット、デメリットの記載に、公設民営のところに長期的展望に立った継続的な取組や安定経営が困難、運営主体の変更に伴う不安感とかあるのですが、これはこのままでは運営していけないとのことでしょうか。民設民営となると、どうしても不安を感じる。運営というところに補助金が入るので、そこは一つ安心感があるのですが、やはりあくまで保育所運営の事業者が町ではないというところで不安はありますし、将来、子供が減ったときに立ちいかなくなる時がくるのではないかと。当然、子供が減ったと  |

|            |  |
|------------|--|
|            | きにその分、補助金も少なくなっていくのではないかと思いますので、運営の、民設民営の長期的展望をしっかりと考えないといけないと思います。  |
| 子育て支援課     | 公設民営のところに、長期的展望とか、運営主体とか記載させていただいたのはどうしても指定管理という形をとりますと、未来永劫ではなく、10年、長くて10年とか短ければ5年とか、そういった期間を定めての約束になりますので、働かれる方が、その10年が経過したらどうなるのかという不安を持たれたりなど、そういった面からデメリットとして記載しています。   |
| 坂口行政アドバイザー | 10年経ったら、更新ということもあって、それらを踏まえてしっかりとお願いする相手先についても選定委員会を開いて決定していくことになると思います。不安感というものを整理し、逆に言えばその不安感はクリアすれば大丈夫だよというような、しっかりポイントを押さえていくことが民営化した場合は必要です。例えば児童福祉法の56条の8の規定で、公民連携方針というのがあるって、協定をしっかりと結んで保育水準を確保していくなどです。そして先ほど申し上げたガイドラインを策定するときは、保育水準を確保する。逆に言えばそれをちゃんと履行できる団体に運営をお願いするということしていかなければならないと思います。こういうことがあれば安心だというご議論をしていただければと思います。 |
| 委員 A       | 素朴な話しですが、今、民設民営という形態を選択した場合、南部町に民間の方が進出してくるのでしょうか。将来子供たちが減ってくるということが考えられるのだけど、そういう状況の中で新たな事業をこの地でやっっていこうという事業者があるのですか。他なら多分あると思うのですが、南部町ではたしてあるのかなと思います。   |
| 子育て支援課     | まだそういったお話はいただいたことがありません。   |
| 委員 A       | だから、先が見えない。なかなか難しいのかなと思います。手を挙げてくれる事業者があるのだろうかという感じがします。福祉施設だって破綻する時代ですから。どういった企業が来るのか分からないので、本当にこのこども園で事業されて、失敗されたら出ていく。すぐ後だったら、それを引き継ぐ会社もあるかもしれないですが、心配になりますよね。  |
| 坂口行政アドバイザー | 大事なお話だと思います。民営化で手が挙がるかどうかはまだわかりません。委員のお話のような心配は確かにあるかと思います。他所の実際小さいところでも頑張っておられる事業者はあります。ただ、今率直な意見をおっしゃっていただいて、こういうご議論が大事であって、それから一方で民営化のことについては、やはりこの辺が出来そうで出来ないんだとかですね、これもまた率直にいろいろお話しいただくということも、選択肢となる可能性がありますから、ご議論いただくことが今、大切であると思います。  |
| 委員 D       | 先程のお話しの中で公民連携の中で、バックアップが充分あるというようなお話しをうかがって、メリットに自由度があるって記載があるのですが、はたして自由度とかメリットとか、事業として成り立たせるためのサービスとか、そういったところが本当にこれだけあるのかなって思います。一方で資料には民設公営がないのですが、それはないのかなって思います。   |

|            |   |
|------------|---|
|            | いずれにしても保育園の運営は長期的に、持続可能なスタイルにしていだきたいと思います。  |
| 坂口行政アドバイザー | 鳥取市では、実際に移管しているところもございまして、民間で施設を建てて運営しているところがあります。その他も言えば、色々あります。うまくいっているところとそうじゃないところ。例えば、お子様を預かれる時間延ばしたりとかですね、教育の特色を出していたりとか、社会福祉法人ですと理念があって、それ理念に基づいてそれぞれの特色に合わせて運営されていると思います。そういった現場を確認して、お話しを伺って、事例も見てみるここというのは大事だと思います。皆さんがよろしければですけど現地を視察して、いろいろ話しを聞いていただくということも検討しています。よろしければそのような機会でご確認いただければと思います。  |
| 委員 E       | 10年ほど前にちょうど子供が保育園に出ていまして、民営化するってお話しがあって、何回も説明会があって大変だった覚えがあります。そのときに心配されたのは、保育料であるとか保育の質、南部町の子供として、ちゃんとみてもらえるのか、というようなことだったと思うのです。今回も公設になろうが、民設になろうが、町内にある限りは、町内の保育所としての、保育料も含めて保育の質、南部町立の小学校に入るための保育は守られると思うのですが、それは民設になってもきちんと担保されるのでしょうか、やっぱり不安に思われる方もいらっしゃるのではないかと思います。もう10年も前だからよく分からないのですが、その時の、「さくら」、「つくし」の保護者の方っていうのは特に園長がどんな方なのか、あるいは早朝からの保育であるとか、そういうのを求めておられたと思いますので、それらは考慮に入れていただきたい。 |
| 子育て支援課     | その当時、何度も説明会を開催させていただきまして、保護者の方に足を運んでいただいたことを覚えています。その後、少し子供を取り巻く制度が変わりまして、今は民間の保育園であっても、自分のところで保育料を決めるとかではなく、子供子育て支援制度というものがあまして、あくまでも町に申込みをしていただいて、保護者の希望に基づいて入園していただく園を決定する、いわゆる認定という作業をします。そこで、希望が競合したときには、点数をつけて、優先度の高い人から御希望のところに入らせていただくというような作業があります。保育料に関しても町のほうで、所得の状況を見させていただいて、保育料の計算をさせていただく制度に変わっていますので、民間になったから保育料が高くなるのではないとか、そういった心配はございません。                                      |
| 委員 F       | 民営ということで、すごく議論が深まっているということでお聞きします。民営ということの定義を明確にさせていただかないといけないと思います。例えば、町が4割ぐらい出資して設立した法人も民営ですよ。それから会社を作っても民営だし、全く前例にとらわれず、保育事業者を募集とか選択して、そこに誘致してくるっていうのも。民営というのは第3セクターみたいな町がある程度出資して、町が株主になる、何割かのものを持って、行政が反映できるもの、そのようなニュアンスと思ったのですが、今日の  |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>議論を聞いていたら、そこがあやふやでちょっとわからないのです。例えば民営の保育園で、そのバックボーンにあるのがお寺の保育園の場合、これはもう完全に教えが座禅しましょうみたいな、かたや例えばカトリック系の保育園があって、そこはもっと博愛的な教育をされる。民営というのはそういうふうに委員さんに捉えられているのか。ある程度町が出資して、名前は民営だけども、実態は株主とか意見を出せる民営組織を南部町が出資してつくっていくのか。その民営ということに対する説明を次回求めたいと思います。あとはもう要件として、既にある事業者を誘致してくる場合はね、採用選択要件、そういうものがもしあれば、目安でいいので示してもらいたい。定義みたいなものも詳しく踏まえた上で議論しないと、皆さん違う方向での議論になると思います。</p>   |
| 陶山町長   | <p>大事なポイントですので、今、行政のほうで考えていることを申し上げます。10年間、指定管理として、「つくし」と「さくら」を民営として運営していただいています。10年前に公設公営から公設民営に移すときに、大きな波紋があって、先生が変わる、園長も変わる、子供たちが不安定になるというような、いろいろな御意見もいただいて、私どもも非常に心配したところでした。それから10年たって、今、「伯耆の国」が中心になって、10年というキャリアを持っています。したがって、町としては、この「伯耆の国」を除いて、一般競争で他所から連れてくるということは一義的には考えておりません。民営を選択するならば、社会福祉法人の「伯耆の国」にお願いしたいと思っています。ただ、「伯耆の国」も、経営などのいろいろな問題がありますので、運営を了解していただくことがまず条件でございます。まずは、「伯耆の国」を前提に考えていきたいと思っています。お断りになれば、今度は次の方策を考えなければなりません。一般的に考えて、10年間運営されている実績を考慮したいと考えます。旧会見町と旧西伯町が出資した法人ですので、そのようなことはないだろうと私は思っているところです。ただ広い意味で言えば、まさに民間といえば、市部では、民間は当たり前ですので、そういうところを意識されるかもしれませんが、現時点ではそう思っています。</p> |
| 西谷会長   | <p>「伯耆の国」でなくなったときの基準みたいなものはまた用意されるのですね。</p>   |
| 陶山町長   | <p>そうです。</p>  |
| 委員 G   | <p>まだ入り口のところです。そもそも、「つくし」と「さくら」の2園を統合するという意見は、「伯耆の国」がやってくればということなのでしょう。それとも、別の意味で何かあるのでしょうか。</p>  |
| 子育て支援課 | <p>子供子育て会議の中で議論させていただいたときには、いずれも30年以上経過している「つくし」と「さくら」と「ひまわり」に関しては、古い順で言うと「さくら」「ひまわり」「つくし」になるのですが、子供子育て支援事業計画の50ページを見ていただいたほうが話しの分かりがいいと思います。一覧表がありますが「つくし」と「さくら」と「ひまわり」の三つを一緒にしたらどうかという御意見もございました。ただ、「つくし」に関しましては川のすぐ傍に建っているということがありますので、やはりここは「つくし」の安全を確保することが必要ではないかという御意見</p>   |

|        |  |
|--------|--|
|        | と、あと「さくら保育園」につきましても、西部地震のときに一旦傾いて、また水平に戻したということがあり、耐震工事も平屋建てですのでしていないということもありまして、エリア的に考えてそこの二つを一緒にするほうがいいのではないかとこのことで、結論としてまとまったというようなことです。「ひまわり」も古いのですが、「ひまわり」まで一緒にすると、少しエリアが広くなり過ぎて、どこに建てれば、適切なのか判断ができないという御意見もその会の中でございました。   |
| 委員 G   | 「ひまわり」も建てられてからかなり古くなっているが、今後はまたどういうふうに考えていくのか。   |
| 子育て支援課 | 「ひまわり」の方は、少し子供の数が多くて、「ひまわり」も廃止してしまうということになると、子供が収まりきらないという実態があります。また、賀野地区にあります。定員が60人で、実際、賀野の子供は30人を切るような状態に今なっています。今後、子供の数がどんどん減ってくれば、その新しい園のほうに統合するような格好になってしまうというのも選択肢の一つとして考えられます。   |
| 委員 A   | 他町との比較資料を見たのですが、いわゆる建物の中身、設備関係が今一つ分からないので単純に比較できませんが、「すみれこども園」が、建物の面積が1591㎡で建物の値段が5億3900万、平米単価に直すと33万8000円。1年前に建てた大山町の「名和さくらの丘保育園」、これは同じく計算すると、建設単価28万1000円。5万円の差がある。この5万円の差というのは、例えばすみれこども園に直してみると、だいたい7500万円ぐらいの差になる、要はこういった差がたった1年間の建築単価の差ででたのか、設備の関係で出てしまったのか、あるいは「すみれこども園」の方は、長寿命化をするためにかなり資金を使って良いものを建てたのか。良いものをできるだけ安く作っていくということを考えたときは、色々な方法あるのかもしれませんが、建設業者あるいは設計業者、コンペもかなり慎重にしないといけないなという気もしますし、これだけの差が出てくると、ちょっと首をかしげる気がするのです。今度建てられる時は、そういった面を注意された方がいいと思います。それともう一つ分からないのが、「すみれこども園」の新築事業の起債の8000万円。今度、公設公営で町が建設することになったら、同じく起債を発行するということになりますよね。そういった時に、今の町財政からしたら、起債だから償還されないといけないですよ。そういったところがどうなのかという、ちょっと疑問な点もあるし、それこそ、公設民営でも同じことですよ。これは民設民営であれば必要ない。そういった部分も考えていく必要があるのでしょうか。大体この「すみれこども園」の整備に利用された起債の償還は何年でしょうか。 |
| 総務課    | 今、資料を持ち合わせていないので不確かですが、多分10年であったと思っています。保育園整備については、ほかの事業もありますが、もう一つ言うと、公設公営で実施する場合、合併特例債という起債を使っていく必要があるなというふうに思っています。ただ、合併特例債にも限度額がありまして、それが大体6億ぐらいしかない。そうするとまた違う起債も考えていかなければならないと考えているところです。   |

|            |   |
|------------|---|
| 委員 A       | この会議の名前が行財政運営審議会ですから、財政面のところも心配になるのです。  |
| 坂口行政アドバイザー | 南部町は過疎債が使えない自治体ですから。過疎債が使えるところは結構有利ですけど、南部町は指定されていないので使えないのです。ただ、自前財源としては限りがありますので苦慮するところです。  |
| 委員 A       | 「つくし」と「さくら」を統合するという話しですけど。「つくし」と「さくら」（統合後の残存建物等）を今後どのように活用するのかということも考えていただかないと。そのことによって、維持管理費が発生していく、またこれも問題になると思うので、そこのあたりをどう考えておられるのか。  |
| 坂口行政アドバイザー | 現在、施設総合管理計画が出来まして、個別の管理計画を作っております。その中でそれぞれの状態を調べたところございまして、行財政運営審議会の皆様方の御議論を含めて、今後どのような展開していくかは、公共施設の個別計画の中で整理していきたいと考えています。  |
| 委員 A       | 例えば現在の保育所を残して長寿命化を図るというのであれば、別に統合しなくてもいい訳で。残して建物を直していく、そういうことにお金をかけるのであれば、この事業の意味がない。   |
| 坂口行政アドバイザー | 恐らく子ども子育て会議あたりでも議論されたと思うのですが、統合という話しになっていますので。個別管理計画のデータを検証しいといけないのですが、施設目的としては、今後、保育園としては使えないということですので、他の活用ができるのであれば検討しなければなりません、それだけでは難しいと思っています。   |
| 委員 B       | 委員Aがおっしゃるように、現在の「さくら」も「つくし」も施設を残して、誰かがそこを使うとなればお金が必要となりますから、統合するのであれば、公設公営にするのか、民設民営にするのかは別にして、2園の施設はきれいに廃止しなければ、跡利用を考えるとすると修理費が発生する。これもこの行財政運営審議会の中で議論をすべきではないのかと思います。また、今現在、子どもたちの遊び場が少ないっていいますから、「さくら」は手間地区の方々の公園という形で、更地にしておけばそういう活用もできるのではないのでしょうか。維持管理費というものが発生するので、古い施設は廃止するという方向がいいと思います。 |
| 坂口行政アドバイザー | 現在、個別計画については組立中でございますので、後日、審議会の皆様に御報告させていただいて、そこでいろいろご審議いただければと思います。また、作成した計画については公表して、将来的に公の施設として持つべきものかどうかとも検討して参ります。公の財産として管理していくべきでない判断される場合は、普通財産に落として自由に使っていただくというやり方もありますので、そこまで含めてご相談させていただきたいと思います。  |
| 西谷会長       | 時間の方も経過して大体今日の議論はされたのではないのでしょうか。次回については、3月下旬頃ということで、承っております。よろしいですか。  |



|       |   |
|-------|---|
| 土江副町長 | <p>次回の会議で議論を深めるっていうところでは、今回それぞれの関係、三つのパターン、メリット、デメリットなどを事務局の方から説明させていただいて、いろいろと意見をいただいたのですが、それを深めていきたいと思います。どういったメリットがあって、どういったデメリットがあるのか、それについて、今日宿題として、こういった資料を用意してほしいというのをいただいています。それを確認させていただいて、次回の議論が深まるように進めさせていただきたいと思います。</p> |
| 総務課長  | <p>長時間にわたりました慎重審議ありがとうございました。会長にはスムーズな進行をありがとうございました。次回までに必要な資料をそろえたいと思いますので、よろしく願います。今度は3月の25日を予定しております。よろしく願います。それでは今日はこれで閉会にしたいと思います。お疲れ様でした。</p>  |